

# 新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金

新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響が大きい  
山口県内の**食事提供施設の営業維持**への支援金を交付します。

## 支援金の対象者

次の要件の全てを満たすもの

- 山口県内の食事提供施設を営業する事業者※であること  
※食品衛生許可証の営業の種類が「飲食店営業」（細目がバー、キャバレー、  
仮設、その他、自動販売機を除く）又は「喫茶店営業」（細目が自動販売  
機を除く）の許可施設を有する者（令和2年5月1日時点で有効な許可）
- 山口県内に住所（法人にあっては、本店の所在地）を有  
する者であること
- 県から休業要請した施設を営業する事業者ではないこと

## 支援金額

支援金額：**1事業者当たり10万円（定額）**

※複数店舗を運営している場合も1事業者として取扱います

## 申請方法

- ・ 受付時期 令和2年5月11日（月）～6月30日（火） ※消印有効
  - ・ 受付方法 原則として郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）  
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください
  - ・ 申請先 個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、  
〒745-0037 山口県周南市栄町2-15 徳山商工会議所 宛
  - ・ 必要書類 申請書兼請求書（[Word](#)・[PDF](#)・[記入例](#)）、食品衛生許可証の写し  
振込先口座の金融機関、口座番号、口座名義が分かる通帳の写し
- ※詳細は、[「新型コロナウイルス対策営業維持化等支援事業支援金  
交付要綱」](#)をご覧ください。

※本支援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、  
本支援金の支給決定が取り消されます。  
この場合、申請者は支援金を返還することになります。